平成 27 年２月６日

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会会長　殿

神奈川県環境農政局環境部廃棄物指導課長
（公印省略）

「平成 27 年度税制改正大綱の取りまとめについて(結果報告)」
の周知について（依頼）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび環境省大臣官房廃棄物･リサイクル対策部廃棄物対策課及び同部産業廃棄物課から平成 27 年１月 15 日付けで事務連絡がありました。

つきましては、本事務連絡について、貴会会員に御周知くださいますようお願いします。

問い合わせ先
指導グループ　米山
電話(045)210-1111（内線 4162）

事　務　連　絡
平成27年1月15日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）　御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

産業廃棄物課

平成27年度税制改正大綱の取りまとめについて（結果報告）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。

去る1月14日に平成27年度税制改正の大綱が取りまとめられました。税制改正要望に当たりましては、アンケート調査に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

ついては、廃棄物関係で要望が認められた事項について、特例措置の対象となる関係者に周知いただき、当該特例措置を活用いただきたく考えておりますので、管轄の廃棄物処理業者等の関係者に幅広く周知していただくとともに、貴管内市町村への情報提供につきましても、併せてよろしくお願い申し上げます。

【参考】

○平成27年度税制改正の大綱

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/20150114taikou.pdf

担当者：
環境省　大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課　二木・佐藤
TEL：03-5501-3154（直通）
産業廃棄物課　西川
TEL：03-5501-3156（直通）

神奈川県
廃指
第 2015.1.19 号
収受印

平成27年度税制改正大綱　結果（廃棄物関係）

○廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を３年延長することとされた。